

# 騒音・振動に係る特定施設届出要領

指定地域内（川西市では市内全域）において、特定施設を設置しようとするときは、次の要領で、「騒音規制法」「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づく届出をしてください。

**各法令の届出対象は、「特定施設一覧表」で確認してください。**

## 1. 届出義務者

特定施設を設置しようとする者。

## 2. 届出期限

特定施設の設置工事の30日前まで。

（例）



※届出日は、届出日が休日の時はその前日とする。

## 3. 届出書の提出部数

正本とその写しの合計2部。

## 4. 届出書（記載例参照）

(1) 騒音規制法……………特定施設設置届出書（様式1号）

(2) 振動規制法……………特定施設設置届出書（様式1号）

(3) 環境の保全と創造に関する条例……………特定施設等設置届（様式8号）

（注）届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

## 5. 添付書類

(1) 特定施設の構造については、カタログ又は概略図（写真）

(2) 騒音（振動）の防止の方法（できる限り図面、表等を使用すること）

(3) 工場内の建屋配置図（全体の敷地が明らかであり、建屋が複数階の場合は、各階の平面図が必要）

(4) 建屋の構造図（工場等の建屋の壁、屋根、窓、戸又は塀等の材質及び長さ、高さ、厚さ等について図面に記入したもの）

(5) 工場内の施設配置図

(6) 工場等の付近の見取り図（周辺200m程度のもの）

(7) 作業工程図（環境の保全と創造に関する条例の場合のみ必要）

(8) 特定施設の騒音・振動のカタログ、データ及び騒音・振動の敷地境界における予測計算値

（注）ただし、騒音規制法、振動規制法の届出を同時に出す場合、それぞれの届出書に添付すべき書類について、内容が同一であるときは、振動に関する届出書にその旨を付記したうえ、添付すべき書類を省略しても差し支えありません。

## 6. 問い合わせ及び届出先

市民環境部環境衛生課（直通）072-740-1202

(騒音規制法 記載例)

様式第 1

特定施設設置届出書

年 月 日

川西市長 様

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

届出者 〒666-8501 川西市中央町〇〇番〇号

株式会社 〇〇製作所

代表取締役 〇〇〇〇

騒音規制法第 6 条第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社 〇〇製作所		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	川西市中央町〇〇番〇号		※ 受理年月日		年 月 日
工場又は事業場の事業内容	機械部品製造業		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	150人		※ 審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙1のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
2. 空気圧縮機	日立 HSD	7.5kw	2	8:00	17:00

備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表 1 に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

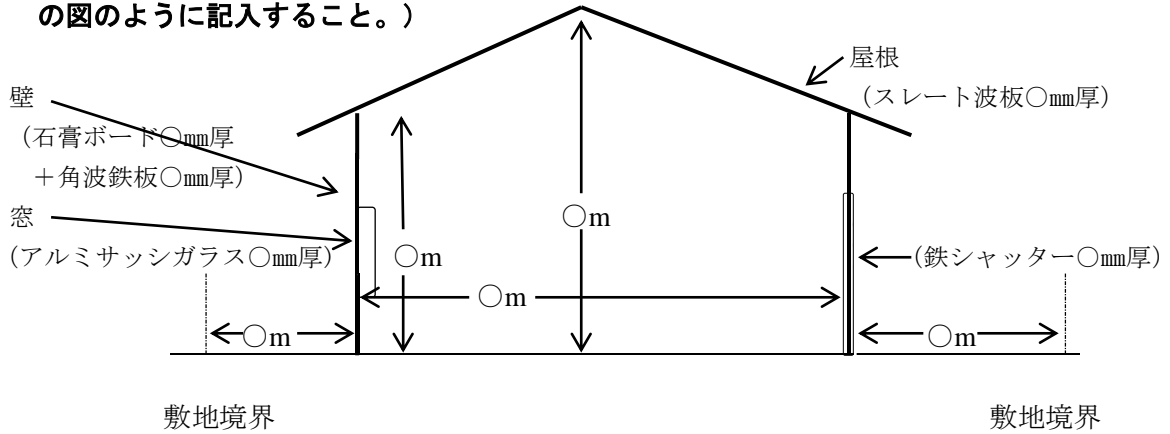
3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

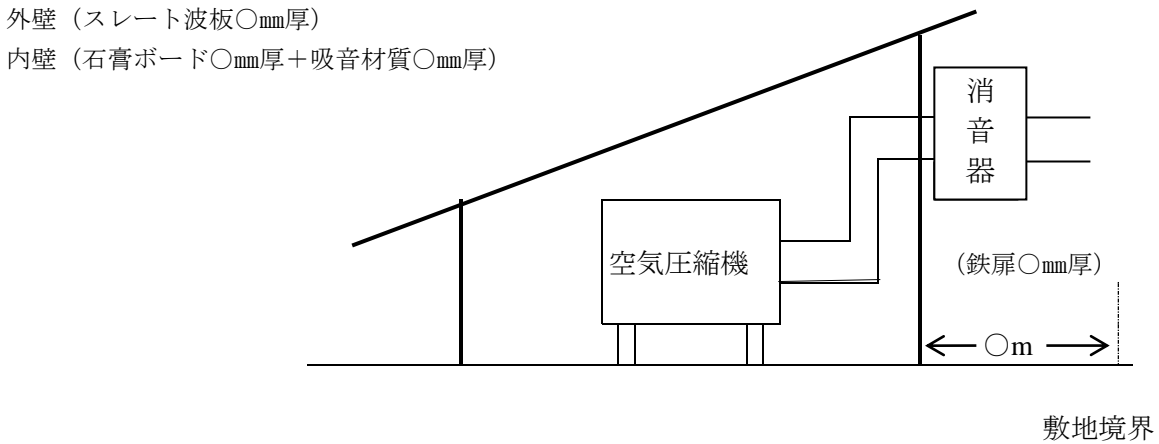
騒音の防止の方法及び建屋の構造図（記載例）

【騒音対策】

1. 建屋の透過損失をもって騒音を防止します。（屋根、壁、扉、窓等の材質及び厚さを以下の図のように記入すること。）

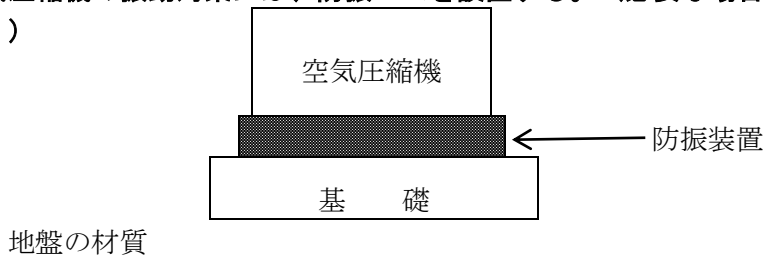


2. 建屋外での作業はしません。窓、シャッター、扉等は閉じたうえで作業します。
3. 空気圧縮機については、機械棟内に設置し、消音器を取り付けます。（必要な場合は、図面等を添付すること。）



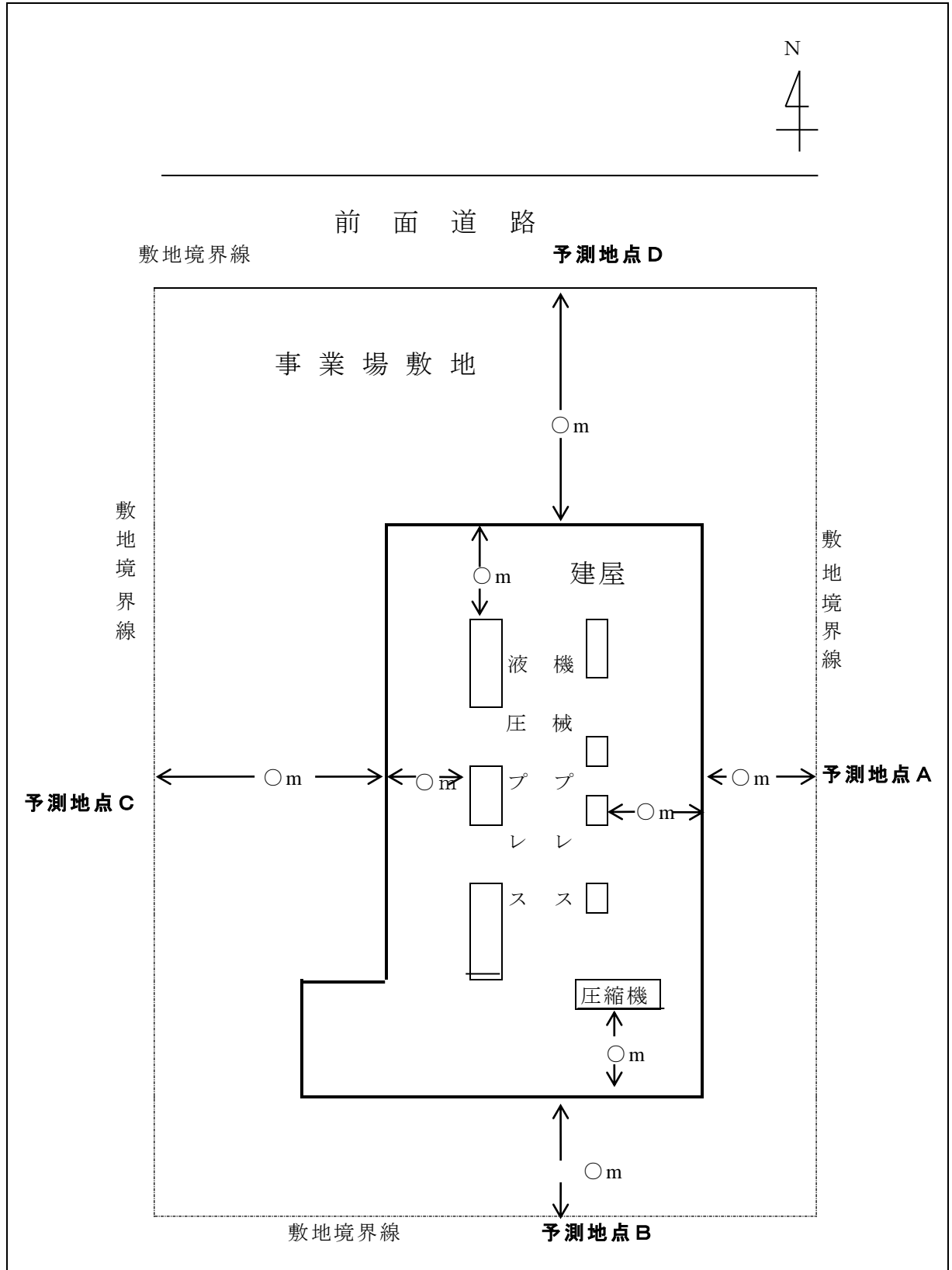
【振動対策】

1. 空気圧縮機の振動対策には、防振ゴムを設置する。（必要な場合は、図面等を添付すること。）



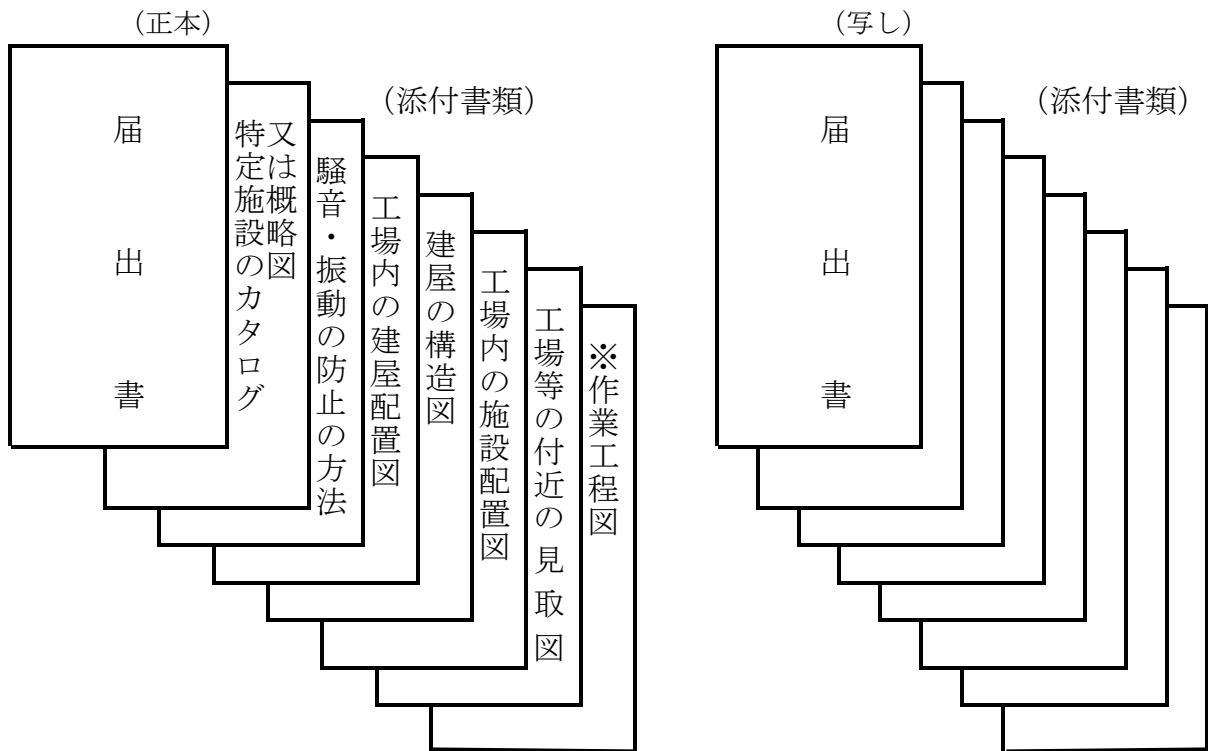
## 工場内の建屋配置図及び施設配置図の記載例

1. 全体の敷地境界が明らかな図面を添付してください。
2. 建屋が複数階の場合には、各階の平面図を添付してください。
3. 特定施設は、朱書きで示してください。
4. 敷地境界の予測地点と予測騒音（振動）値を記載してください。



## 届出書のとじ方の例

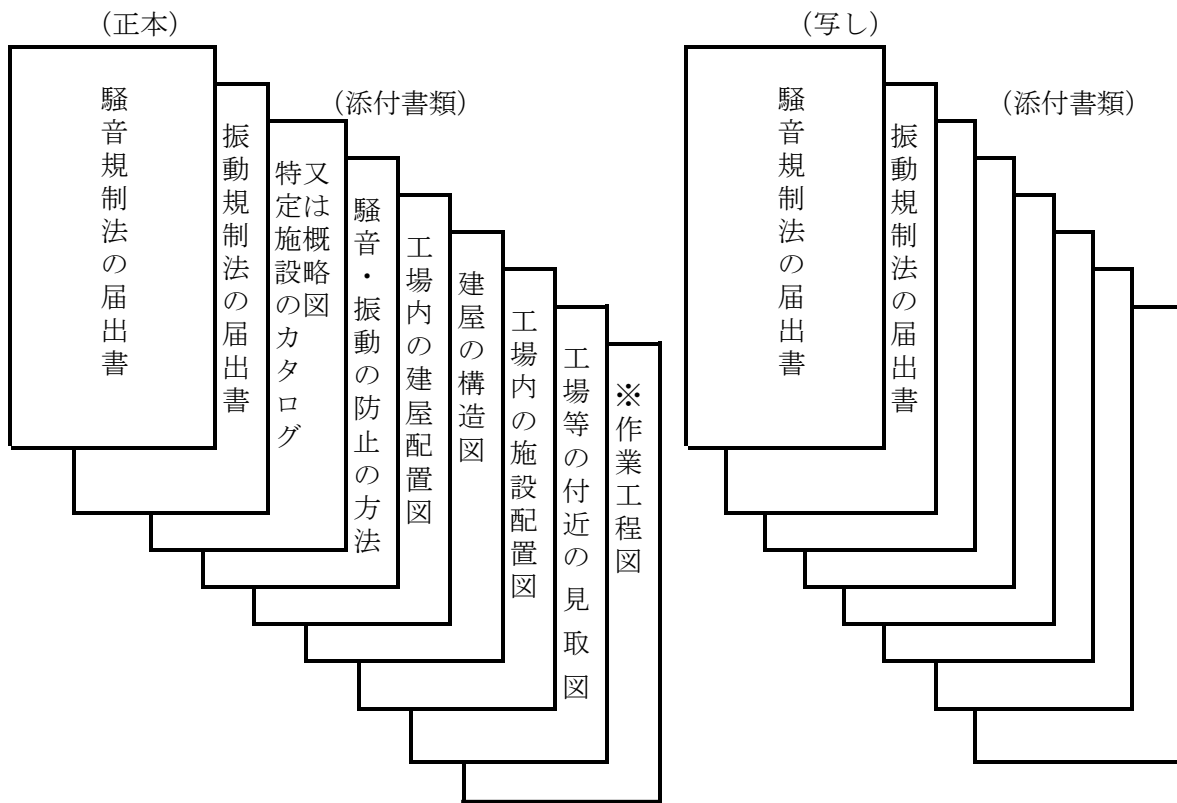
(1) 騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例のいずれか1種類の場合



※作業工程図は、環境の保全と創造に関する条例の場合のみ必要。

(2) 騒音規制法と振動規制法（県条例の騒音・振動）を同時に届け出る場合。

ただし、この場合振動規制法の添付書類を省略する旨を明記すること。



### 騒音の規制基準

用途地域	騒音規制法 区域の区分	規制基準 (単位 : デシベル)		
		昼間 (Am8~Pm6)	朝・夕 (Am6~Am8) (Pm6~Pm10)	夜間 (Pm10~Am6)
第一種低層住居専用地域	第1種区域	50	45	40
第二種低層住居専用地域				
第一種中高層住居専用地域	第2種区域	60	50	45
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域				
第二種住居地域				
準住居地域	第3種区域	65	60	50
近隣商業地域				
商業地域				
準工業地域				
工業地域	第4種区域	70	70	60

#### 備考

第2種区域、第3種区域又は第4種区域地内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

### 振動の規制基準

用途地域	振動規制法 区域の区分	規制基準 (単位 : デシベル)	
		昼間 (Am8~Pm7)	夜間 (Pm7~Am8)
第一種低層住居専用地域	第1種区域	60	55
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域			
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域	第2種区域	65	60
第二種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域			
商業地域	工業地域	65	60
準工業地域			
工業地域			

#### 備考

第1種区域又は第2種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

#### (参考)

用途地域の指定を受けていない地	規制地域の区域の区分	
	騒音規制法	振動規制法
	第2種区域	第1種区域

